## 給水装置不使用兼撤去届

令和 年 月 日

東京都水道局長 殿

給水装置を使用しなくなりましたので、給水条例第33条第1項に基づき届け出します。 なお、撤去工事は、次のお客さま番号の □ 新設 □ 改造 □ 撤去工事 と同時に施工します。

	お		客		さ	ま	耆	ŧ	号		
	区		水		道	番	두	<del>1</del>	区分	CD	
Ī											
ı											

## 〔届出者の誓約事項〕

この工事に関する利害関係人の同意はすでに届出者が得ておりますが、万一、利害関係人その他の者から異議があっても、すべて届出者の責任において解決します。

															受	付	日		年		月	日	ļ	照 台 月 <b>産認</b> 月	日
届出	区・市・町 丁目														番			号		併	自認り	11			
届 出 者															<b>7</b>								使	サム	上中 メ
	Σ	₹		;	水道	番号	<u>-</u>		区分	CD		所	有	者			水	道	所	在	地		使用中	<b>中</b> 』 メータ有	印 中 メータ無
撤																									
去																									
給																									
水																									
装置																									
<u>n</u>																									
		撤		 去	年		月		日									年		 		 日			

**骨紫**丽加珊爛

	当 未り	<b>当未</b> 別だ垤懶									
	撤	去	入	力	月	担当者					
		午		В	В						
ı		- 十		刀	Н						